

平成19年度 定時総会議案

日時 平成19年5月21日(月) 午後3時

会場 虎ノ門パストラル

議案

第1号 平成18年度事業報告承認の件

第2号 平成18年度決算報告承認の件

第3号 選挙管理規則の変更承認の件

第4号 平成19年度事業計画案承認の件

第5号 平成19年度予算案承認の件

社団法人 日本年金数理人会

平成18年度事業報告承認の件

1. 総会に関する事項

(1) 平成18年度定時総会

日時 平成18年5月24日 午後3時

会場 虎ノ門パストラル

議案 第1号 平成17年度事業報告承認の件
第2号 平成17年度決算報告承認の件
第3号 平成18年度事業計画案承認の件
第4号 平成18年度予算案承認の件
第5号 役員を選任の件

原案どおり承認された。

(2) 平成18年度臨時総会

日時 平成18年11月2日 午後3時

会場 社団法人日本年金数理人会 事務所

議案 第1号 定款の変更承認の件
第2号 平成18年度予算の変更承認の件

原案どおり承認された。

また、理事長より、弁護士相談に際し52,500円を特別積立金から取り崩したことを報告した。

2. 事業概況

(1) 企業年金新時代に即した実務基準の制定、改編、整備と早期定着化

実務基準の改正

IAS、FASの動向把握と退職給付会計実務基準の改正検討

確定給付企業年金事例集の検討、作成

厚生労働省との情報交換

(2) 企業年金の財政等に関する提言

企業会計基準委員会の退職給付専門委員会への参画

企業会計基準委員会に対し、「実務対応報告公開草案第21号『厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)』」に関する意見を提出

企業会計基準委員会委員長に対し、「退職給付における厚生年金基金の代行部分の取扱いについて」を提出

「確定給付型年金の健全な発展に向けて」の作成と会員宛配布
企業年金研究会にて「確定給付型企業年金制度の一層の充実・発展に向けて」を発表

(3) 年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上、教育・研修の充実

特別講演会

日 時 平成18年5月24日

演 題 「日本の大転換～当たり前への回帰～」
商工中金 副理事長 大武 健一郎 氏

第38回研修会

日 時 平成18年5月12日

演 題 「エリサ法における年金数理人の業務過誤と制度の救済」
～エリサ法の「受認者責任」とわが国の「受託者責任」を踏まえて～
みずほ年金研究所 主席研究員 石垣 修一 氏

第39回研修会

日 時 平成18年6月30日

演 題 「英国の企業年金事情について (UK Pension Update)」
マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング
ファーガル・マクギネス (Fergal McGuinness) 氏

第40回研修会

日 時 平成18年7月27日

演 題 「給付建て企業年金におけるリスク分担手法の再検討」
年金積立金管理運用独立行政法人 資金運用専門役
清水 信広 氏

演 題 「退職給付会計の今日的課題 - 企業年金制度のさらなる発展に向けて - 」

公認会計士、アクチュアリー 三輪 登信 氏

第41回研修会

日 時 平成18年10月10日

演 題 「望まれる年金数理人のあり方 - 最近の個別事例を振り返って - 」
厚生労働省年金局基金数理室長 早川 敦 氏

第42回研修会

日 時 平成19年1月25日

演 題 「SOX法が退職給付制度運営および年金数理人に与える影響」
あずさ監査法人 経営改革支援本部兼FMG事業部 パートナー
神谷 精志 氏

実務研修会

日 時 平成19年3月1日～2日

テーマ 20テーマ

3月1日

- | | |
|----------------------|----------|
| ・「倫理規範について」 | 和田 貴一 氏 |
| ・「金利の話」 | 鍛冶 篤 氏 |
| ・「公的年金財政」 | 山本 進 氏 |
| ・「海外の年金制度」 | 小野 正昭 氏 |
| ・「実務基準概論」 | 佐野 邦明 氏 |
| ・「日本の人事制度の現状分析と将来展望」 | 東狐 貴一 氏 |
| ・「年金ガバナンスについて」 | 早川 禎彦 氏 |
| ・「確定拠出年金の導入について」 | 佐野 雄一郎 氏 |
| ・「コーポレート・ガバナンス」 | 山本 卓 氏 |

3月2日

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ・「企業福利」 | 金子 能宏 氏 |
| ・「企業会計」 | 井上 雅彦 氏 |
| ・「日本経済の動向」 | 前中 正行 氏 |
| ・「最新実務基準」 | 大西 範彦 氏 |
| | 野村 幸弘 氏 |
| ・「年金デュエリジェンス」 | 枇杷 高志 氏 |
| ・「年齢階層別に見た所得格差及び資産格差の動向」 | 石川 達哉 氏 |
| ・「米国の年金数理人、エンロールドアクチュアリーの実務について」 | 丘 敏霞 氏 |
| | 藤田 岳彦 氏 |
| ・「モデリング」 | 宮井 博 氏 |
| ・「新たな運用手法」 | 佐藤 裕亮 氏 |
| ・「人口推計の方法について」 | |
| ・「企業年金に関する裁判例の動向(実務への影響を探る)」 | 森戸 英幸 氏 |

(4) 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業

一般企業向け講習会を開催(平成18年12月12日)

- ・「適格退職年金からの移行における選択肢と留意点」を東京(申込者148名)で開催

4大学院での寄附講座実施

- ・早稲田大学大学院商学研究科(平成18年4月12日～7月12日、講義+試験、7名)
- ・大阪大学大学院基礎工学研究科(平成18年7月24日～26日、8月2日～4日、集中講義、42名)
- ・東京工業大学大学院社会理工学研究科(平成18年4月14日～7月21日、講義+

試験、71名)

- ・東京理科大学大学院理学研究科(平成18年4月13日~7月13日、講義+試験、21名)

大学教育の試験的導入として横浜国立大学で寄附講座「年金概論」の新規開設(平成18年10月2日~平成19年1月29日、講義+レポート、176名)

早稲田大学社会人大学院モジュールの正規講座への支援

(5) 調査研究の充実

「運用環境激変下の財政運営に関する研究会」による研究活動

年金文献資料の収集

「第2回企業年金研究賞」の実施

(6) 広報活動の充実・推進

会報等による広報活動の充実

・会報「年金数理人」の発行 (17 平成18年8月)

(18 平成19年2月)

・パンフレットの見直し

ホームページの充実

・各常設委員会の委員会内容の掲載

対外的なPR活動の強化

(7) 国内外の年金関係機関との情報交換等

国際会議への派遣

・IAA会議(パリ:平成18年5月25日~28日)

・ICA会議(パリ:平成18年5月29日~6月2日)

・PBSS会議(パリ:平成18年5月29日~6月2日)

・IAA会議(エジンバラ:平成18年11月17日~20日)

在京外国人アクチュアリーとの交流

・James A. Wooten教授による講演会(平成18年8月28日)

・西尾厚生労働省調査解析官による講演会(平成19年3月20日)

平成19年5月21日~23日のPBSS会議(ヘルシンキ)への論文募集と派遣者の決定

企業年金連絡協議会、厚生労働省との情報交換実施(平成18年11月17日、平成19年1月17日)

(8) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

倫理規範の解説書の作成と改正への提言

(9) 長期ビジョンに基づいた具体策の検討
「数理人のあり方に関する懇話会」の最終報告

(1 0) 創立20周年記念事業への取組み
創立20周年記念事業の具体策の検討
IAAのPBSS会議の準備

(1 1) その他
事務所の移転を実施
< 新事務所 >
住 所：東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
電話番号：03-5442-0208

3 . 理事会 ・ 委員会活動

(1) 理事会 (12回)

平成19年度事業計画・予算案の決定

会長、理事長及び副理事長の互選

評議員、相談役、参与、顧問、各委員会の委員長、副委員長及び委員の選任

倫理規範細則第2条に定める判定会議の出席者の指定

企業会計基準委員会から公表された「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」の本報告及び公開草案の各々に対する意見について審議

実務基準の改正について審議

「確定給付企業年金の規約案に対する指摘事例について(事務連絡)」について審議

能力判定試験の取扱いについて審議

財政提言研究会の報告書について審議

次期法改正に向けた財政等に関する当会からの提言「確定給付型企業年金制度の一層の充実・発展に向けて」について審議

経理事務規則の改定について審議

当会の主たる事務所移転について審議

PBSS会議(ヘルシンキ)へ向けての論文募集について審議

年金数理人のあり方に関する懇話会の報告書について審議

倫理規範のQ&Aについて審議

平成19年度実施の参加型自主研究会の実施について審議

公表している会員名簿の改廃について審議

退職給付会計の国際動向に関する研究会の創設について審議
報酬規則の改定について審議
20周年事業推進本部の設置について審議

(2) 常任委員会

企画調整委員会(8回)

企業年金連絡協議会との情報交換実施(平成18年11月17日)

厚生労働省との情報交換会実施(平成19年1月17日)

横浜国立大学での寄附講座「年金概論」実施

「財政提言研究会」(3回)にて、次期法改正に向けた財政等への提言について検討

同研究会にて、研究成果をホームページに掲載(会員からの意見募集)

同研究会にて、会員限定の研究報告書「確定給付型年金の健全な発展に向けて」を作成、配布

総務委員会(6回)

平成18年度定時総会資料の作成

平成18年度定時総会の開催(平成18年5月24日)

特別講演会の実施(平成18年5月24日)

平成19年度事業計画・予算案の作成

平成18年度評議員会の開催(平成19年2月1日)

教育・研修委員会(9回)

研修計画の作成

実務研修会のテーマ・講師の選定及び会場の手配

会員向け研修会の実施(平成18年5月12日、6月30日、7月27日、10月10日、平成19年1月25日)

実務研修会の開催(平成19年3月1日、2日)

一般企業向け講習会「適格退職年金からの移行における選択肢と留意点」の企画立案

同講習会用の資料の作成

同講習会の実施(平成18年12月12日)

会員参加型研修会の企画立案

広報委員会(8回)

会報「年金数理人(第17号、18号)」の発行

広報活動の充実

・法令通知の解説記事等による会報の充実

・対外講習会における当会パンフレットの配布

インターネット・ホームページの活用

国際委員会(4回)

国際会議への派遣

- ・ IAA会議（パリ：平成18年5月25日～28日）
 - ・ ICA会議（パリ：平成18年5月29日～6月2日）
 - ・ PBSS会議（パリ：平成18年5月29日～6月2日）
 - ・ IAA会議（エジンバラ：平成18年11月17日～20日）
- 在京外国人アクチュアリーとの交流
- ・ James A. Wooten教授による講演会(平成18年8月28日)
 - ・ 西尾厚生労働省調査解析官による講演会(平成19年3月20日)
- 年金、国際情報ネットワークの運営
- ・ 年金関係の国際会議の情報を適宜登録者へ配信
- 平成19年5月のPBSS会議（ヘルシンキ）への論文募集及び派遣者の決定

事務管理委員会（10回）

- 新公益法人会計基準の実務への定着
- 会員名簿、会員のしおりの作成、配布
- 会員名簿管理の簡素化・効率化の検討及び実行
- 経理事務規則の改定、支出決済票の運用開始
- 理事会資料の様式の統一
- 事務所移転に関する業者との交渉等及び移転作業
- 公表している会員名簿の改廃案の作成
- 事務の運営・管理

調査研究委員会（4回）

- 「第1回企業年金研究賞」受賞者による記念講演の実施（平成18年7月27日）
- 「論文担当小委員会」（2回）にて「第2回企業年金研究賞」の予備審査を実施
- 「第3回企業年金研究賞」論文応募要領の見直しについての検討
- 「退職給付会計の国際的動向に関する研究会」を設置
- 「運用環境激変下の財政運営に関する研究会」（15回）にて、制度規制分科会及び金融理論分科会を設置ならびに中間報告会の実施（平成18年10月13日）

年金文献資料の収集

実務基準委員会（2回）

- 厚生年金基金実務基準一部改定
- 厚生年金基金実務基準ハンドブック一部改定
- 確定給付企業年金実務基準一部改定
- 確定給付企業年金事例集の検討、作成

紀律委員会（1回）

- 「コンプライアンス検討特別委員会」の活動報告を受け審議及び助言を実施

試験委員会（6回）

- 平成17年度能力判定試験の採点結果の確認と合格者の決定

平成18年度能力判定試験（延期）についての検討
平成19年度能力判定試験についての検討
能力判定試験の年金数理人資格要件化への取組み検討

（3）特別委員会

退職給付会計実務基準合同検討会（8回）

FAS158についての内容把握と主要ポイント表を作成

IFRC公開草案D19についての内容把握と対応方針の審議

「退職給付会計に係る実務指針」の改定必要箇所についての審議

企業会計基準委員会「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」の本報告及び公開草案の各々に対する意見についての審議

企業会計基準委員会「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（公開草案）についての内容把握と対応方針の審議

企業会計基準委員会「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（公開草案）についての内容把握と対応方針の審議

退職給付会計導入時における退職給付債務の考え方について、稲葉雅博顧問から説明を受けての意見交換

企業会計基準委員会の退職給付専門委員会の委員として、当年度中16回にわたって、厚生年金保険法の改正後における厚生年金基金の代行部分の会計処理、退職給付制度間の移行等に関する実務上の取扱いの改正、複数事業主制度においていわゆる例外処理を採用している場合の取扱いについての審議に参画

長期ビジョン検討特別委員会

「年金数理人のあり方に関する懇話会」（2回）最終報告書の作成、報告

大学院教育推進特別委員会（2回）

4大学院（早稲田大学大学院商学研究科、大阪大学大学院基礎工学研究科、東京工業大学大学院社会理工学研究科、東京理科大学大学院理学研究科）での寄付講義の実施

早稲田大学社会人大学院モジュールの正規講座への支援の実施

東京理科大学大学院理学研究科の寄付講座が平成19年度から正規講座になることに伴い、同講座への講師の紹介

早稲田大学理工学術院での平成19年度からの寄付講座開始準備

20周年記念事業特別委員会（2回）

20周年記念事業概要案の検討

20周年記念事業の周知活動

PBSS会議（ヘルシンキ）への参加検討

PBSS等の予算見積もりの検討

コンプライアンス検討特別委員会（10回）

倫理規範の解説及びQ&Aの作成

- (4) 選挙執行委員会 (3回)
 平成18年度役員選挙の準備
 平成18年度役員選挙の実施 (平成18年4月27日)
- (5) 倫理規範第12条に定める判定会議 (2回)
 判定会議の実施 (平成18年6月29日、8月8日)

4 . 評議員会について

開催日時：平成19年2月1日 午前11時
 場 所：虎ノ門パストラル
 審議事項：平成19年度事業計画 (案) に関する件

5 . 会員の異動状況

- (1) 入会
 正会員 6 名
 準会員 1 3 名
- (2) 資格変更
 準会員から正会員への変更 1 6 名
- (3) 退会
 正会員 1 名
 準会員 6 名

(4) 会員数 (平成19年3月31日現在)

所属法人	正会員	準会員	合計
信託銀行	1 5 3 名	4 4 名	1 9 7 名
生命保険会社	1 1 1	3 8	1 4 9
政令指定法人	3 8	1 2	5 0
その他の法人	5 3	2 0	7 3
個人	6 6	5	7 1
合計	4 2 1	1 1 9	5 4 0

平成18年度決算報告承認の件

収支計算書

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	[500,000]	[380,000]	[120,000]	
入会金収入	500,000	380,000	120,000	
会費収入	[50,200,000]	[50,940,000]	[740,000]	
正会員会費収入	42,100,000	44,400,000	2,300,000	正会員数の増加
賛助会員会費収入	500,000	500,000	0	
準会員会費収入	7,600,000	6,040,000	1,560,000	準会員数の減少
事業収入	[4,700,000]	[4,992,500]	[292,500]	
研修会費収入	3,500,000	4,010,000	510,000	
懇親会費収入	1,200,000	930,000	270,000	
特別積立金取崩	0	52,500	52,500	
雑収入	[10,895,000]	[11,044,750]	[149,750]	
受取利息収入	5,000	0	5,000	
雑収入	10,890,000	11,044,750	154,750	
事業活動収入計	66,295,000	67,357,250	1,062,250	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[52,403,000]	[42,356,864]	[10,046,136]	
寄付金支出	1,800,000	2,300,000	500,000	
総会費支出	4,000,000	3,777,770	222,230	
研修会費支出	7,200,000	7,941,016	741,016	
講習会費支出	3,640,000	2,567,573	1,072,427	一般向け講習会の開催数削減
広報・出版費支出	10,318,000	4,582,111	5,735,889	事例集作成の次年度への繰越等
委員会等費支出	4,020,000	5,983,981	1,963,981	委員会活動の増加
調査研究費支出	13,425,000	7,204,413	6,220,587	国際会議出席費用の削減
特別積立金支出	8,000,000	8,000,000	0	
管理費支出	[23,970,000]	[25,601,523]	[1,631,523]	
事務所費支出	14,770,000	15,109,792	339,792	
賃借料雑費支出	1,400,000	1,813,406	413,406	
給料手当支出	4,500,000	5,947,611	1,447,611	事務局体制の充実
福利厚生費支出	660,000	511,398	148,602	
通信運搬費支出	1,440,000	1,519,356	79,356	
消耗品費支出	1,200,000	699,960	500,040	
事業活動支出計	76,373,000	67,958,387	8,414,613	
事業活動収支差額	10,078,000	601,137	9,476,863	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
敷金・保証金戻り収入	[1,840,000]	[1,841,058]	[1,058]	
敷金戻り収入	1,840,000	1,841,058	1,058	
投資活動収入計	1,840,000	1,841,058	1,058	
2. 投資活動支出				
敷金・保証金支出	[3,270,000]	[3,018,200]	[251,800]	
敷金支出	3,270,000	3,018,200	251,800	
投資活動支出計	3,270,000	3,018,200	251,800	
投資活動収支差額	1,430,000	1,177,142	252,858	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	800,000	0	800,000	
当期収支差額	[12,308,000]	[1,778,279]	[10,529,721]	
前期繰越収支差額	20,609,283	20,609,283	0	
次期繰越収支差額	8,301,283	18,831,004	10,529,721	

貸借対照表

平成19年 3月31日現在

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	19,417,743	21,363,986	1,946,243
流動資産合計	19,417,743	21,363,986	1,946,243
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
特別積立金	43,949,577	36,002,077	7,947,500
特定資産合計	43,949,577	36,002,077	7,947,500
(2) その他固定資産			
敷 金	3,018,200	1,841,058	1,177,142
その他固定資産合計	3,018,200	1,841,058	1,177,142
固定資産合計	46,967,777	37,843,135	9,124,642
資産合計	66,385,520	59,207,121	7,178,399
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	491,631	637,207	145,576
預り金	95,108	117,496	22,388
流動負債合計	586,739	754,703	167,964
負債合計	586,739	754,703	167,964
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	65,798,781	58,452,418	7,346,363
(うち特定資産への充当額)	(43,949,577)	(36,002,077)	(7,947,500)
正味財産合計	65,798,781	58,452,418	7,346,363
負債及び正味財産合計	66,385,520	59,207,121	7,178,399

(注) 新公益法人会計基準の適用に伴い、前年度の科目は当年度の対応する科目に組み替えて表示している。

正味財産増減計算書

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

(単位： 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[380,000]	[320,000]	[60,000]
受取入会金	380,000	320,000	60,000
受取会費	[50,940,000]	[49,790,000]	[1,150,000]
正会員会費収入	44,400,000	42,820,000	1,580,000
賛助会員会費収入	500,000	500,000	0
準会員会費収入	6,040,000	6,470,000	430,000
事業収益	[4,940,000]	[5,340,000]	[400,000]
研修会費収入	4,010,000	3,790,000	220,000
講習会費収入	0	10,000	10,000
懇親会費収入	930,000	1,045,000	115,000
受験料収入	0	495,000	495,000
雑収益	[11,044,750]	[439,121]	[10,605,629]
受取利息	0	121	121
雑収益	11,044,750	439,000	10,605,750
経常収益計	67,304,750	55,889,121	11,415,629
(2) 経常費用			
事業費	[34,356,864]	[35,462,743]	[1,105,879]
寄付金支出	2,300,000	1,800,000	500,000
総会費支出	3,777,770	3,596,932	180,838
研修会費支出	7,941,016	7,150,552	790,464
講習会費支出	2,567,573	2,417,039	150,534
広報・出版費支出	4,582,111	5,457,651	875,540
委員会等費支出	5,983,981	7,544,651	1,560,670
調査研究費支出	7,204,413	7,495,918	291,505
管理費	[25,601,523]	[14,792,101]	[10,809,422]
事務所費支出	15,109,792	5,294,049	9,815,743
給料手当	5,947,611	4,854,320	1,093,291
福利厚生費	511,398	640,606	129,208
通信運搬費	1,519,356	675,381	843,975
消耗品費	699,960	1,608,875	908,915
賃借料雑費	1,813,406	1,718,870	94,536
経常費用計	59,958,387	50,254,844	9,703,543
当期経常増減額	7,346,363	5,634,277	1,712,086
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7,346,363	5,634,277	1,712,086
一般正味財産期首残高	58,452,418	52,818,141	5,634,277
一般正味財産期末残高	65,798,781	58,452,418	7,346,363
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	65,798,781	58,452,418	7,346,363

(注) 新公益法人会計基準の適用に伴い、前年度の科目は当年度の対応する科目に組み替えて表示している。

財 産 目 録

平成19年 3月31日現在

(単位： 円)

科 目	金 額	
資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
普通預金 (みずほ銀行・本店)	19,417,743	
流動資産合計		19,417,743
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
特別積立金 (みずほ銀行・本店)	43,949,577	
特定資産合計	43,949,577	
(2) その他固定資産		
敷 金	3,018,200	
その他固定資産合計	3,018,200	
固定資産合計		46,967,777
資産合計		66,385,520
負債の部		
1. 流動負債		
未払金 (職員等に対する給与)	491,631	
預り金	95,108	
源泉所得税	20,020	
住民税	12,500	
社会保険料	62,588	
流動負債合計		586,739
負債合計		586,739
正味財産		65,798,781

監査報告書

社団法人日本年金数理人会
理事長 山口 修 殿

平成 19 年 4 月 18 日
社団法人日本年金数理人会

監事 植 田 利 夫

監事 江 口 隆 裕

監事 藤 原 利 秀

私達は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの平成 18 年度の会計及び業務監査を実施し、次のとおり報告する。

1 監査方法と概要

- (1) 会計監査については、収支について帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支状況及び財政状態は、正しく表示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であるものと認める。
- (3) 理事の職務執行に関して、不正行為や法令もしくは定款違反の事実はないものと認める。

以上

選挙管理規則の変更承認の件

（変更理由）

選挙手続きをより明確にするため、所要の変更を行う。

（変更内容）

変更後の選挙管理規則（案）は、別紙1のとおり。

（新旧対照表）

別紙2のとおり。

選挙管理規則（案）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 理事及び監事（以下「役員」という。）の選挙は、この規則によって行う。

（役員の設定）

第 2 条 理事長は、理事会の決議を経て役員の設定を定める。

（日程）

第 3 条 理事長は、役員選挙を行う会計年度開始の日以降最初の平日（以下「選挙基準日」という。）における正会員及び準会員（以下「選挙人」という。）をもって選挙人名簿を作成しなければならない。

- 2 理事長は、選挙基準日に役員選挙の選挙期日、立候補の届出期間を公示し、かつ、速やかに選挙人に対し通知しなければならない。
- 3 理事長は、選挙期日の 1 月前までに選挙執行委員を委嘱し、かつ、選挙執行委員会を招集しなければならない。

（選挙権）

第 4 条 選挙基準日から引続き正会員又は準会員である者は、選挙権を有する。

（被選挙権）

第 4 条の 2 被選挙権は、次の各号に掲げる者が有する。

- (1) 選挙基準日から引続き正会員である者は、理事又は監事の被選挙権を有する。
- (2) 前号以外の者は、監事の被選挙権を有する。

第 2 章 選挙執行委員及び選挙執行委員会

（選挙執行委員会）

第 5 条 役員選挙に関する事務は、選挙執行委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(構成)

第6条 委員会は、選挙執行委員(以下「委員」という。)5名以上10名以内をもって構成する。

(委嘱等)

第7条 委員は、正会員及び準会員のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱し、その任期は、当該選挙による役員全員の就任が確定したときまでとする。

2 委員会は、委員の互選によって委員長及び副委員長各1名をおく。

(候補者名簿)

第8条 委員会は、立候補届を受理し、これを記載した書面を作成する。

2 前項において受理した理事又は監事の立候補者数が定員に満たない場合は、定員に満たない理事又は監事の候補者を委員会が選定し、前項の書面に追記する。

(委員会)

第9条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を管理し、かつこれを代表する。

(定足数)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決することができない。

第3章 選挙

(選挙)

第11条 選挙人は、第8条により書面に記載された理事及び監事の候補者(以下「役員候補者」という。)によって、役員を選挙する。

ただし、役員候補者数が定員と同数の場合は、役員選挙は実施しない。

(選挙の通知)

第12条 委員会は、選挙期日の10日前までに役員候補者及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。

なお、役員選挙を実施しない場合は、第17条に代えて、第16条第3項の

規定により、役員候補者を当選者として会員に報告しなければならない。

(選挙方法)

第 13 条 選挙人は、委員会所定の書面により、役員候補者のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。

(開票)

第 14 条 投票締切日時を過ぎたときは、委員長は、直ちに委員会を招集し得票数の計算をしなければならない。

- 2 委員会は、予め選挙立会人 5 名を指名し、前項の得票数の計算に当たり立会を求めなければならない。
- 3 投票に関して疑義を生じたときは、選挙立会人の意見を聴いて委員会が決定する。

(投票の無効)

第 15 条 委員会所定の書面によらない投票は無効とする。

(当選者)

第 16 条 投票数の多い者から第 2 条に規定する定員に満つるまでの者を当選者とする。

- 2 前項の場合において、理事又は監事の得票数がそれぞれ同数の者 2 名以上あるときは、抽選により当選者を決定する。
- 3 役員候補者数が定員と同数の場合は、当該役員候補者を無投票で当選者とする。

(選挙結果の報告)

第 17 条 委員長は、選挙の結果を会員に報告しなければならない。

(議事録)

第 18 条 選挙が終了したときには、委員会は選挙の経過及びその結果を記載した議事録を作成し、立会った委員及び選挙立会人がこれに署名押印しなければならない。

- 2 第 16 条第 3 項の規定により当選者を決定した場合には、議事録に代え、

その経緯を示した書類を作成し、委員の過半数がこれに署名押印しなければならない。

- 3 議事録等は、投票その他の関係書類とともに、選挙された役員の任期中本会に保存する。

第4章 補欠選挙

(補欠選挙)

第19条 補欠選挙は、この規則に定めるところにより行う。この場合、第3条第1項の「会計年度開始の日」は、「選挙期日の1月前」、同条第3項の「選挙期日の1月前」は、「選挙期日の20日前」及び第12条の「選挙期日の10日前」は、「選挙期日の5日前」と読み替えるものとする。

(別途の補欠選挙)

第20条 理事について理事長がこの規則に定める以外の手続きにより選挙を行うことが適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、理事会の議決した方法により選挙を行うことができる。この場合、第17条の報告は、理事長がその経過及び結果を書面により会員に通知することをもってこれに代える。

- 2 この場合、通知発送後20日以内に、正会員及び準会員の過半数の書面による反対があれば、当該選挙は無効とする。

附 則

この規則は、平成10年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。

選挙管理規則 新旧対照表

新(案)	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>理事及び監事(以下「役員」という。)</u>の選挙は、この規則によって行う。</p> <p>(役員の定員)</p> <p>第 2 条 理事長は、理事会の決議を経て役員の定員を定める。</p> <p>(日程)</p> <p>第 3 条 理事長は、役員選挙を行う会計年度開始の日以降最初の平日(以下「<u>選挙基準日</u>」という。)における<u>正会員及び準会員(以下「選挙人」という。)</u>をもって選挙人名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 <u>理事長は、選挙基準日に役員選挙の選挙期日、立候補の届出期間を公示し、かつ、速やかに選挙人に対し通知しなければならない。</u></p> <p>3 理事長は、<u>選挙期日の 1 月前までに選挙執行委員を委嘱し、かつ、選挙執行委員会を招集しなければならない。</u></p> <p>(選挙権)</p> <p>第 4 条 <u>選挙基準日</u>から引続き正会員又は準会員である者は、選挙権を有する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 役員選挙は、この規則によって行う。</p> <p>(役員の定員)</p> <p>第 2 条 理事長は、理事会の決議を経て役員の定員を定める。</p> <p>(日程)</p> <p>第 3 条 理事長は、役員選挙を行う会計年度開始の日をもって選挙人名簿を作成し、<u>かつ、速やかに選挙期日を定め、選挙期日の 20 日前までに選挙人名簿に登載された正会員及び準会員(以下「選挙人」という。)</u>に対し通知する。</p> <p>2 理事長は、<u>選挙期日 1 月前までに選挙執行委員を委嘱し、かつ、選挙執行委員会を招集しなければならない。</u></p> <p>(選挙権)</p> <p>第 4 条 <u>選挙人名簿作成の日</u>から引続き正会員又は準会員である者は、選挙権を有する。</p>

(被選挙権)

第4条の2 被選挙権は、次の各号に掲げる者が有する。

(1) 選挙基準日から引続き正会員である者は、理事又は監事の被選挙権を有する。

(2) 前号以外の者は、監事の被選挙権を有する。

第2章 選挙執行委員及び選挙執行委員会

(選挙執行委員会)

第5条 役員選挙に関する事務は、選挙執行委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(構成)

第6条 委員会は、選挙執行委員(以下「委員」という。)5名以上10名以内をもって構成する。

(委嘱等)

第7条 委員は、正会員及び準会員のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱し、その任期は、当該選挙による役員全員の就任が確定したときまでとする。

2 委員会は、委員の互選によって委員長及び副委員長各1名をおく。

(被選挙権)

第4条の2 被選挙権は、次の各号に掲げる者が有する。

(1) 選挙人名簿作成の日から引続き正会員である者は、理事又は監事の被選挙権を有する。

(2) 前号以外の者は、監事の被選挙権を有する。

第2章 選挙執行委員及び選挙執行委員会

(選挙執行委員会)

第5条 役員選挙に関する事務は、選挙執行委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(構成)

第6条 委員会は、選挙執行委員(以下「委員」という。)5名以上10名以内をもって構成する。

(委嘱等)

第7条 委員は、正会員及び準会員のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱し、その任期は、当該選挙による役員全員の就任が確定したときまでとする。

2 委員会は、委員の互選によって委員長及び副委員長各1名をおく。

(候補者名簿)

第 8 条 委員会は、立候補届を受理し、これを記載した書面を作成する。

- 2 前項において受理した理事又は監事の立候補者数が定員に満たない場合は、定員に満たない理事又は監事の候補者を委員会が選定し、前項の書面に追記する。

(委員会)

第 9 条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を管理し、かつこれを代表する。

(定足数)

第 10 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決することができない。

第 3 章 選 挙

(選挙)

第 11 条 選挙人は、第 8 条により書面に記載された理事及び監事の候補者(以下「役員候補者」という。)によって、役員を選挙する。
ただし、役員候補者数が定員と同数の場合は、役員選挙は実施しない。

(候補者名簿及び立候補)

第 8 条 委員会は、速やかに理事及び監事の候補者を選び、これを記載した書面を作成する。

- 2 理事又は監事の立候補を委員会に対し申し出た者があるときは、委員会は前項の書面に記載する。

- 3 前項の立候補の届出は、選挙期日 20 日前までに行わなければならない。

(委員会)

第 9 条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を管理し、かつこれを代表する。

(定足数)

第 10 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議決することができない。

第 3 章 選 挙

(選挙)

第 11 条 選挙人は、第 8 条により書面に記載された理事及び監事の候補者(以下「役員候補者」という。)によって、役員を選挙する。

(選挙の通知)

第 12 条 委員会は、選挙期日の 10 日前までに役員候補者及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。

なお、役員選挙を実施しない場合は、第 17 条に代えて、第 16 条第 3 項の規定により、役員候補者を当選者として会員に報告しなければならない。

(選挙方法)

第 13 条 選挙人は、委員会所定の書面により、役員候補者のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。

(開票)

第 14 条 投票締切日時を過ぎたときは、委員長は、直ちに委員会を招集し得票数の計算をしなければならない。

2 委員会は、予め選挙立会人 5 名を指名し、前項の得票数の計算に当たり立会を求めなければならない。

3 投票に関して疑義を生じたときは、選挙立会人の意見を聴いて委員会が決定する。

(投票の無効)

第 15 条 委員会所定の書面によらない投票は無効とする。

(選挙の通知)

第 12 条 委員会は、選挙期日の 10 日前までに役員候補者及び投票締切日時を選挙人に通知しなければならない。

(選挙方法)

第 13 条 選挙人は、役員候補者のうち推薦すべき氏名に印をつけ、投票締切日時までに到着するように委員長に送付しなければならない。

(開票)

第 14 条 投票締切日時が過ぎたときは、委員長は、直ちに委員会を招集し得票数の計算をしなければならない。

2 委員会は、予め選挙立会人 5 名を指名し、前項の得票数の計算に当たり立会を求めなければならない。

3 投票に関して疑義を生じたときは、選挙立会人の意見を聴いて委員会が決定する。

(投票の無効)

第 15 条 委員会所定の書面によらない投票は無効とする。

(当選者)

第 16 条 投票数の多い者から第 2 条に規定する定員に満つるまでの者を当選者とする。

2 前項の場合において、理事又は監事の得票数がそれぞれ同数の者 2 名以上あるときは、抽選により当選者を決定する。

3 役員候補者数が定員と同数の場合は、当該役員候補者を無投票で当選者とする。

(選挙結果の報告)

第 17 条 委員長は、選挙の結果を会員に報告しなければならない。

(議事録)

第 18 条 選挙が終了したときには、委員会は選挙の経過及びその結果を記載した議事録を作成し、立会った委員及び選挙立会人がこれに署名押印しなければならない。

2 第 16 条第 3 項の規定により当選者を決定した場合には、議事録に代え、その経緯を示した書類を作成し、委員の過半数がこれに署名押印しなければならない。

3 議事録等は、投票その他の関係書類とともに、選挙された役員の任期中本会に保存する。

(当選者)

第 16 条 投票数の多い者から第 2 条に規定する定員に満つるまでの者を当選者とする。

2 前項の場合において、理事の得票数が同数の者 2 名以上あるときは、正会員たる資格を取得した時期の古いものよりその順位を決定する。

3 第 1 項の場合において、監事の得票数が同数の者 2 名以上あるときは、正会員、準会員、その他の者の順で決定する。

(選挙結果の報告)

第 17 条 委員長は、選挙の結果を会員に報告しなければならない。

(議事録)

第 18 条 選挙が終了したときには、委員会は選挙の経過及びその結果を記載した議事録を作成し、立会った委員及び選挙立会人がこれに署名押印しなければならない。

2 議事録は、投票その他の関係書類とともに、選挙された役員の任期中本会に保存する。

第 4 章 補欠選挙

(補欠選挙)

第 19 条 補欠選挙は、この規則に定めるところにより行う。この場合、第 3 条第 1 項の「会計年度開始の日」は、「選挙期日の 1 月前」、同条第 3 項の「選挙期日の 1 月前」は、「選挙期日の 20 日前」及び第 12 条の「選挙期日の 10 日前」は、「選挙期日の 5 日前」と読み替えるものとする。

(別途の補欠選挙)

第 20 条 理事について理事長がこの規則に定める以外の手続きにより選挙を行うことが適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、理事会の議決した方法により選挙を行うことができる。この場合、第 17 条の報告は、理事長がその経過及び結果を書面により会員に通知することをもってこれに代える。

- 2 この場合、通知発送後 20 日以内に、正会員及び準会員の過半数の書面による反対があれば、当該選挙は無効とする。

附 則

この規則は、平成 10 年 7 月 8 日から施行する。

第 4 章 補欠選挙

(補欠選挙)

第 19 条 補欠選挙は、この規則に定めるところにより行う。この場合、第 3 条第 1 項の「会計年度開始の日」は、「選挙期日の 1 月前」、同条第 2 項の「選挙期日の 1 月前」は、「選挙期日の 20 日前」、第 8 条第 3 項の「選挙期日 20 日前」は、「選挙期日の 10 日前」及び第 12 条の「選挙期日の 10 日前」は、「選挙期日の 5 日前」と読み替えるものとする。

(別途の補欠選挙)

第 20 条 理事について理事長がこの規則に定める以外の手続きにより選挙を行うことが適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、理事会の議決した方法により選挙を行うことができる。この場合、第 17 条の報告は、理事長がその経過及び結果を書面をもつて会員に通知することをもってこれに代える。

- 2 この場合、通知発送後 20 日以内に、正会員及び準会員の過半数の書面による反対があれば、当該選挙は無効とする。

附 則

この選挙管理規則は、平成 10 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この選挙管理規則は、平成 14 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この選挙管理規則は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

平成19年度事業計画案承認の件

1. 基本方針

確定給付企業年金や確定拠出年金が普及する中、法施行後5年が経過し、厚生年金基金も含めた制度改正要望が各方面から出されている。このような動きは、企業経営上、従業員の老後の所得保障を担うものとして企業年金制度の重要性が一層増しているからに他ならない。また平成24年3月末で廃止される適格退職年金については、いまだ多くの制度が残存しており、この円滑な移行は社会的にも今後の大きな課題である。

一方企業収益は多くの企業で増加基調にあるが、大競争時代の中で各企業は経営の健全性、安定性確保を図りつつ企業価値の極大化を目指しており、企業年金については引続き労使協議をベースにした構造改革を推進しようとしている。

このような大きな変革期にあたり、当会は年金の専門職能集団としてまた公益法人として、自らの公共的・社会的使命を深く認識し、高い倫理観と厳しい規範遵守の精神を再確認し、これまでの実務的な取組みを強化するとともに、社会のニーズに即応した活動を展開していかなければならない。

平成21年には当会は創立20周年の節目を迎えるが、これに合せてIAA(国際アクチュアリー会)のPBSS(年金・社会保障)会議を招致することになっており、今後の年金数理人のあり方など長期的なビジョンを踏まえて、企業年金の一層の普及・発展に向けた積極的な活動を推進していく。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第4条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進するが、特に(1)～(4)の事業については今年度の重点事業として取組みを強化する。

(1) 創立20周年記念事業への取組み

- ・ 創立20周年記念事業の具体的な準備活動推進
- ・ IAAのPBSS会議の準備

(2) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- ・ 専門家としての規範遵守の徹底を図るため、コンプライアンス・ハンドブックを発行するとともに、コンプライアンスの継続教育と周知徹底を推進

- (3) 企業年金の財政等に関する提言
 - ・ 海外の企業年金改革、国際的な会計基準の改正の動向を踏まえ、今後の企業年金のあり方について検討、提言

- (4) 実務基準の改編、整備と周知徹底
 - ・ 企業年金関連の法令の改定等に即して、実務基準の迅速な制定、改編、整備と会員への周知徹底を推進
 - ・ 確定給付企業年金事例集の活用・定着化と更新ルールの明確化

- (5) 年金数理の専門家としての業務水準の一層の向上、教育・研修の充実
 - ・ 参加型研修の導入等実践的な教育・研修の検討実施

- (6) 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業
 - ・ 能力判定試験の実施と年金数理人資格要件化への取組み強化
 - ・ 3 大学院（早稲田大学、大阪大学、東京工業大学）での年金数理の寄付講座の継続と見直し
 - ・ 大学教育の試験的实施（横浜国立大学）の継続
 - ・ 早稲田大学社会人大学院モジュールの正規講座と東京理科大学大学院の新たな正規講座への支援継続
 - ・ 企業年金連合会等の事業への協力
 - ・ 企業年金の啓発活動

- (7) 調査研究の充実
 - ・ 企業年金全般に関する調査研究の実施
 - ・ 年金文献資料の収集
 - ・ 特定のテーマについての研究会活動および懸賞論文の実施

- (8) 広報活動の充実・推進
 - ・ 会報等による広報活動の充実
 - ・ ホームページの充実
 - ・ 対外的な PR 活動の強化

- (9) 国内外の年金関係機関との情報交換等
 - ・ IAA 会議への積極的参画
 - ・ 厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

- (10) 長期ビジョンに基づいた具体策の検討

平成19年度予算案承認の件

収支予算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	[400]	[500]	[100]	
入会金収入	400	500	100	
会 費 収 入	[50,700]	[50,200]	[500]	
正会員会費収入	44,000	42,100	1,900	
賛助会員会費収入	500	500	0	
準会員会費収入	6,200	7,600	1,400	
事業収入	[5,450]	[4,700]	[750]	
研修会費収入	3,500	3,500	0	
懇親会費収入	1,200	1,200	0	
受験料収入	750	0	750	前年度能力判定試験を延期
特別積立金取崩	[5,000]	[0]	[5,000]	20周年記念準備のため取崩しを開始
雑 収 入	[5]	[10,895]	[10,890]	
受取利息収入	5	5	0	
雑 収 入	0	10,890	10,890	前年度は事務所移転に伴うもの
事業活動収入計	61,555	66,295	4,740	
2. 事業活動支出				
事業費支出	[52,060]	[52,403]	[343]	
寄付金支出	1,730	1,800	70	
総会費支出	4,000	4,000	0	
研修会費支出	9,400	7,200	2,200	
講習会費支出	1,430	3,640	2,210	
広報・出版費支出	10,830	10,318	512	
委員会等費支出	8,550	4,020	4,530	前年度能力判定試験を延期
調査研究費支出	16,120	13,425	2,695	20周年記念事業の準備を本格開始
特別積立金支出	0	8,000	8,000	特別積立金支出を停止
管理費支出	[15,030]	[23,970]	[8,940]	
事務所費支出	5,400	14,770	9,370	前年度は事務所移転に伴うもの
賃借料雑費支出	1,400	1,400	0	
給料手当支出	6,050	4,500	1,550	
福利厚生費支出	430	660	230	
通信運搬費支出	800	1,440	640	
消耗品費支出	950	1,200	250	
事業活動支出計	67,090	76,373	9,283	
事業活動収支差額	5,535	10,078	4,543	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
敷金・保証金戻り収入	[0]	[1,840]	[1,840]	
敷金戻り収入	0	1,840	1,840	前年度は事務所移転に伴うもの
投資活動収入計	0	1,840	1,840	
2. 投資活動支出				
敷金・保証金支出	[0]	[3,270]	[3,270]	
敷金支出	0	3,270	3,270	前年度は事務所移転に伴うもの
投資活動支出計	0	3,270	3,270	
投資活動収支差額	0	1,430	1,430	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	[800]	[800]	[0]	
当期収支差額	6,335	12,308	5,973	
前期繰越収支差額	18,831	20,609	1,778	
次期繰越収支差額	12,496	8,301	4,195	